

原議保存期間	1年(令和3年3月31日まで)
有効期間	二種(令和3年3月31日まで)

庁内各局部課長
各附属機関の長 殿
各地方機関の長
各都道府県警察の長

警察庁丁通施発第26号
令和2年2月28日
警察庁情報通信局通信施設課長

新型コロナウイルスの感染拡大防止のための警察施設における警察通信機器に係る消毒措置上の留意事項について（通達）

「新型コロナウイルス感染拡大防止のための警察施設における消毒措置の実施について（通達）」（令和2年2月21日付け警察庁丁給厚発第118号。以下「実施通達」という。）により、警察施設における消毒措置の実施要領が示されているところであるが、警察通信機器に係る部分の留意事項は下記のとおりであるので、各機関における対策の参考とされたい。

記

1 消毒方法

実施通達により、次亜塩素酸ナトリウムが有効であり、金属部分に対して消毒作業を行う場合は、約10分間経過してから水拭きを行うこととされているが、無線機、受令機、リモコン、電子交換機等の金属部分が多くを占める警察通信機器については、可能な限り、次亜塩素酸ナトリウムではなく、消毒用アルコールを用いること。また、消毒用アルコールが準備できず、次亜塩素酸ナトリウムを用いる場合には、実施通達に定める水拭きを確実に実行すること。

2 情報通信部門の職員の立ち会い

通信機械室の消毒を行う場合には、不用意に機器に触れるなどすると業務に多大な支障を及ぼすおそれがあることから、原則として、情報通信部門の職員を立ち合わせること。